

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

No	14	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （都市計画税）		
要望項目名	物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」（以下「物流総合効率化法」という。）に基づく物流効率化のための計画（以下「総合効率化計画」という。）の認定を受けた者が、同計画に基づき取得した事業用資産（以下「特定流通業務施設等」という。）に係る特例措置を講ずる。</p> <p>・特例措置の内容 物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の認定を受けた事業者が、同計画に基づき取得した特定流通業務施設等について、新たな総合物流施策大綱を踏まえた所要の要件の見直しを行った上で、以下の特例措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 倉庫に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を5年間1/2 附属機械設備に係る固定資産税の課税標準を5年間3/4 		
関係条文	<p>地方税法附則第15条第1項 地方税法施行令附則第11条第1項～第3項 地方税法施行規則附則第6条第1項～第9項 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第2条、第4条、第7条</p>		
減収見込額	[初年度]	— (0)	[平年度] — (▲1544.3) (単位：百万円)
減収見込額	[改正増減収額]	—	
要望理由	<p>(1) 政策目的 物流分野において深刻化する労働力不足、EC市場の更なる成長やカーボンニュートラルの必要性等、物流をめぐる社会情勢の変化に対応するため、物流のデジタル化を推進することにより、省労働力型の物流体系を構築してサプライチェーン全体の徹底した最適化を図り、もって我が国経済の持続的な成長と安定的な国民生活の維持を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 近年、深刻化しているトラックドライバー等の物流事業者の労働者不足の問題は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴うEC市場の更なる成長により、一層深刻化しており、更に物流を取り巻く環境は厳しさを増している。</p> <p>また、トラックドライバーのみならず、フォークリフト等の作業員の確保が困難になるなど倉庫における人手不足が課題となっており、サプライチェーンの結節点の役割を担う倉庫業と結節点同士を結ぶ運輸業が双方における人手不足への対応を進めていくことが不可欠であり、更なる省労働力型の物流体系の構築が必要である。</p> <p>このため、総合物流施策大綱（2021年度～2025年度）（令和3年6月15日閣議決定）においては、新型コロナ等を契機として、より先鋭化・鮮明化した物流の諸課題に重点的に取り組むため、「物流DXや物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化」及び「労働力不足対応と物流構造改革の推進」等の観点から、関連する施策を強力に推進していくこととしており、また、経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）においても、民間部門におけるDXの加速の観点から、物流DXや標準化等を通じて、サプライチェーン全体の徹底した最適化を図ることとしている。</p> <p>したがって、引き続き輸送機能と保管機能の連携による輸送フローの効率化を目的とした、両機能の連携が図られた倉庫（特定流通業務施設）の整備を促進しながら、特に、今般、特定流通業務施設の設備要件に新たに物流DX機器を追加する等の見直しを行うことにより、物流の中核的な役割を担う倉庫において、業務</p>		

	<p>の自動化・機械化、デジタル化を図り、従来のオペレーションの改善や働き方改革を実現することで、倉庫業の生産性向上を図っていくこととする。</p> <p>なお、継続してトラック予約受付システム等の導入も図り、トラックの荷待ち時間削減に繋げ、ドライバー不足にも対応していく。また、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を政府として目指しているなか、引き続き、特定流通業務施設の整備による輸送網の集約等を積極的に推進することにより、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に取り組む必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の促進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する
	政策の達成目標	総合物流施策大綱（2021年度～2025年度）（令和3年6月15日閣議決定）」 ●特定流通業務施設の整備を伴う総合効率化計画の認定件数 141件（2020年）→330件（2025年） ●物流業務の自動化・機械化やデジタル化により、物流DXを実現している物流事業者*の割合 *物流業務の自動化・機械化やデジタル化により、従来のオペレーションの改善や働き方改革などの効果を定量的に得ている事業者をいう。 【70%（2025年度）】
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和4年4月1日～令和6年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	倉庫事業者の労働生産性の向上を図るため、毎年新設・増設される本措置の対象となる営業倉庫のうち、物流DX機器の導入により、その効果を定量的に把握してオペレーション改善や働き方改革を実現した営業倉庫を約70%（42棟）とする。このうち、37件を特定流通業務施設として整備し、うち30件を本措置の適用件数とする。
政策目標の達成状況	令和2年度に、認定を受けた特定流通業務施設は32件であった。これら施設を整備する事業者に対してアンケート調査を行ったところ、倉庫内作業のオペレーション改善等のために、具体的な目標を設定した上で、物流DX関連機器を導入（予定を含む）している施設は4件であり、一年あたりの整備目標である37件には達していない。また上記4件のうち当該措置の対象件数は、目標30件に対して4件であった。	
有効性	要望の措置の適用見込み	30件／年（各年度）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	特定流通業務施設の整備に当たっては、多額の設備投資資金が必要となる一方、投資の回収にも時間を要するため、本措置の効果により、初期投資の負担が軽減され、キャッシュフローの改善につながるとともに、今般新たに要件化する、物流DX関連機器を導入するインセンティブとなる。 本措置により、輸送フローにおける労働生産性の向上が図られた特定流通業務施設の整備が促進される。これにより、サプライチェーンの最適化が推進され、我が国経済の持続的な成長と安定的な国民生活の維持に寄与することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	輸送と保管の連携が図られた倉庫の整備促進について、国税での特例措置を要望中（所得税・法人税の割増償却を5年間（10%）。）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> 自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業（1490百万円の内数） 新技術を用いたサプライチェーン全体の輸送効率化推進事業（6200百万円の内数） 物流生産性向上の推進（128百万円の内数）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置は、いずれも物流DX関連機器導入等にあたり補助金が措置されるものであり、その主な政策目的は、CO2排出量削減等及びサプライチェーン全体の徹底した最適化の促進となっている。

<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>本措置の適用は、物流総合効率化法の認定事業者が、同法の認定を受けた総合効率化計画に基づき、倉庫等を新たに取得した事業者に限定していることから、省労働力型の物流体系を構築するためのインセンティブを与えるという政策目的に照らして、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。</p> <p>また、本措置は、法令に規定された明確かつ形式的な要件に基づいて、要件を満たす事業者が等しく租税特別措置の適用を受けることが可能である。このため、以下の事項から補助金等と比較して手段としての妥当性が認められる。</p> <p>①予算の範囲で対象者が限定的となる補助金等と異なり、適用の可否についての予見可能性が高いこと</p> <p>②特定流通業務施設の整備にあたっては、計画から土地の取得、施設整備まで一定期間を要するため、単年度の予算措置の場合、事業者が施設整備計画を立てることが容易ではないこと</p> <p>さらに、物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産の保有コスト（固定資産税）に対して課税標準の軽減というインセンティブを付与することは、対象資産の取得を促進し、また、各事業の実効性・継続性も担保されることから、広域物流の効率化に資するものである。これらの事業を推進することができるため、措置として妥当である。</p>
-----------------------	--

税負担軽減措置等の適用実績	年度	平成28	29	30	令和1	令和2	令和3 (見込み)
	件数	63	66	67	76	72	75
	減税額 (百万円)	744	851	997	1,314	1,413	1,574
※地方運輸局長等が発行した「新設・増設倉庫証明書」に基づき推計。							
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	(固定資産税) 適用総額の種類：課税標準 (固定資産の価格) 適用総額：41,832,966 千円 (平成29年度) 適用総額：47,061,608 千円 (平成30年度) 適用総額：58,860,142 千円 (令和元年度) (都市計画税) 適用総額の種類：課税標準 (固定資産の価格) 適用総額：25,183,432 千円 (平成29年度) 適用総額：27,364,932 千円 (平成30年度) 適用総額：35,451,058 千円 (令和元年度)						
税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)	本措置は、認定事業者が、物流総合効率化法の認定を受けた総合効率化計画に基づき、倉庫用建物等を新たに取得した場合に、物流関係者による連携の推進、輸送フローの効率化によるトラックドライバーの荷待ち時間の削減、環境負荷の低減等の総合効率化計画に定められた取組を実行するためのインセンティブを与えるものである。このため、物流生産性の向上、物流効率化・省力化等の本措置の目的を達成するために効果的である。						
前回要望時の達成目標	新設される営業倉庫全体で政策を実施しない場合と比べて、輸送フローに係る労働生産性を2%向上させるため、輸送と保管が連携した営業倉庫 (特定流通業務施設) を、新設倉庫の2割とする。(参考) ・「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)では、物流事業の労働生産性向上の観点から、「総合物流施策大綱」の推進を通じて、「2020年までに物流事業者の労働生産性を2割程度向上させるなど、生産性革命の実現を図る。」としていたところ。						
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和元年度は目標39件に対して実績43件、令和2年度は目標35件に対して実績32件と両年度ともに概ね目標件数に達しており、着実に積みあがっているところ。						
これまでの要望経緯	平成8年度 創設 平成10・12年度 延長 平成14年度 延長 臨港地区の倉庫等でデータ交換システム等を備えていない倉庫等を対象から除外 平成16年度 延長 保税蔵置場・港湾上屋の課税標準を5/6に引下げ 平成17年度 延長 対象施設の要件の見直し・保税蔵置場を対象から除外 平成19年度 延長 港湾上屋については一般港湾運送事業者が取得したものに限定 平成21年度 延長 立地要件に鉄道貨物駅周辺を追加・港湾上屋の課税標準を7/8に引下げ 平成23年度 延長 立地要件の見直し・鉄道駅周辺を対象から除外 対象施設の見直し・物流施設 (港湾上屋) を対象から除外 平成25年度 延長 災害要件の追加・貯蔵槽倉庫の規模要件の見直し 平成27年度 延長 対象施設の規模要件の見直し 平成28年度 延長 2以上の者の連携等、改正物流総合効率化法の見直し 平成30年度 延長 令和2年度 延長						

